

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
官庁営繕事業 (直轄事業)	大井合同庁舎 関東地方整備局 (東京都大田区)	東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあることから中止する。
官庁営繕事業 (直轄事業)	広島地方合同庁舎 5号館 中国地方整備局 (広島県広島市)	東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあることから中止する。
官庁営繕事業 (直轄事業)	長崎第2地方合同庁舎 九州地方整備局 (長崎県長崎市)	入居予定官署の一部が入居を取り止めたことに加え、東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。 今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあることから中止する。

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された事業（平成24年9月に評価結果を公表済み）

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
官庁営繕事業 (直轄事業)	中央合同庁舎第4号館 大臣官房官庁営繕部 (東京都千代田区)	東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要とされ、特定国有財産整備計画から計画が除外された。 今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあることから中止する。

中止事業について

○政府予算案の閣議決定時に個別箇所です算決定された事業（平成24年12月に評価結果を公表済み）

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (直轄事業等)	あらかむじょうりゅう 荒川上流ダム再開発事 業 関東地方整備局 (埼玉県秩父市)	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」（※1）についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方（※2）に沿って検討されたものであると認められる。 社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針（案）「中止」は妥当であると考えられる。 よって、対応方針については「中止」とする。

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議）

※2：社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。